

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）について

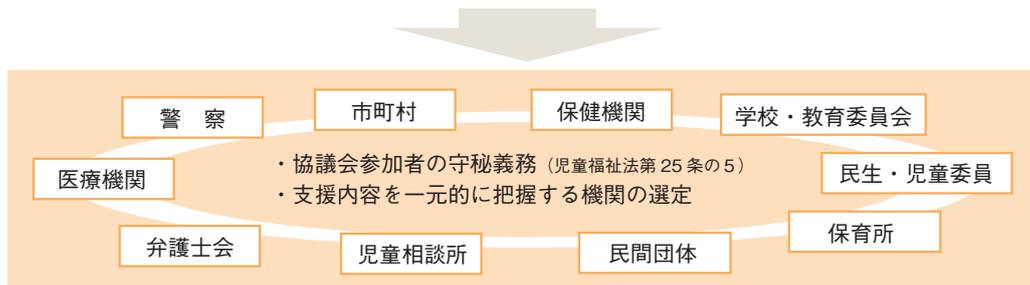
果たすべき機能

要保護児童等（要支援児童や妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村（場合によっては都道府県）が、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



2 専門職員等による継続的な支援活動

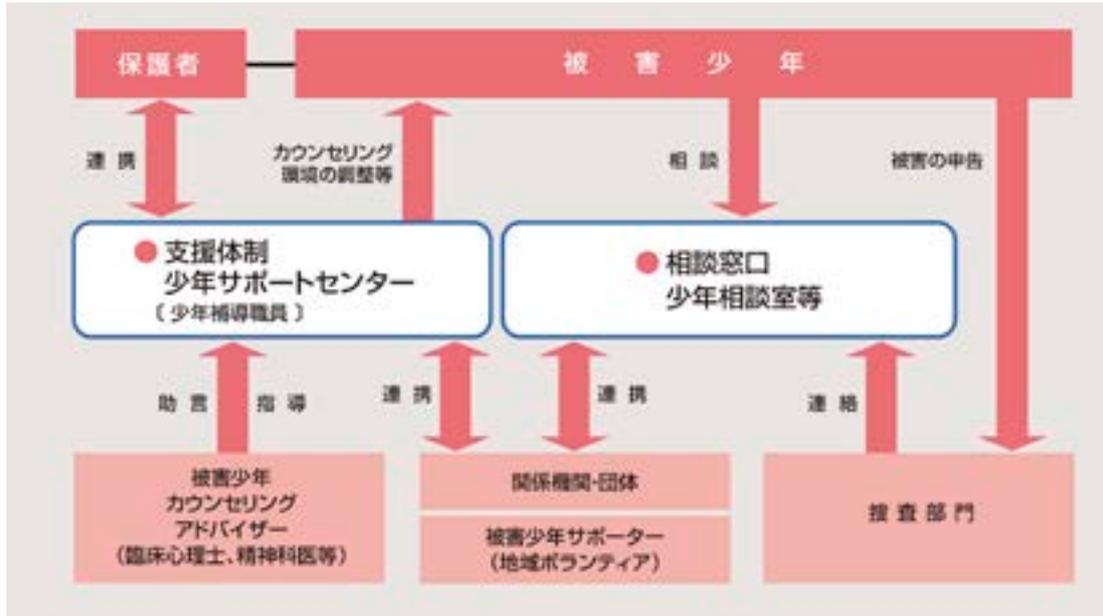
警察においては、少年の被害時の状況や、精神的ダメージの程度等を総合的に判断し、被害からの回復のために「継続的な支援が必要」と認められた場合には、少年や保護者に対する適切な助言・指導に努めるとともに、関係機関・団体とも協力しながら、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行っている。

こうした活動は、少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能を有する少年補導職員が中心的な担い手となっている。

また、被害少年[※]の支援に際しては、臨床心理学、精神医学等の高度な知識・技能を有する部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら支援を実施するとともに、それぞれの地域においては、保護者等との緊密な連携の下に、日常の少年を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細やかな訪問活動を行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している（P51【施策番号64】参照）。

※ 被害少年とは、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年（20歳未満）をいう（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第7号）。

被害少年への支援活動



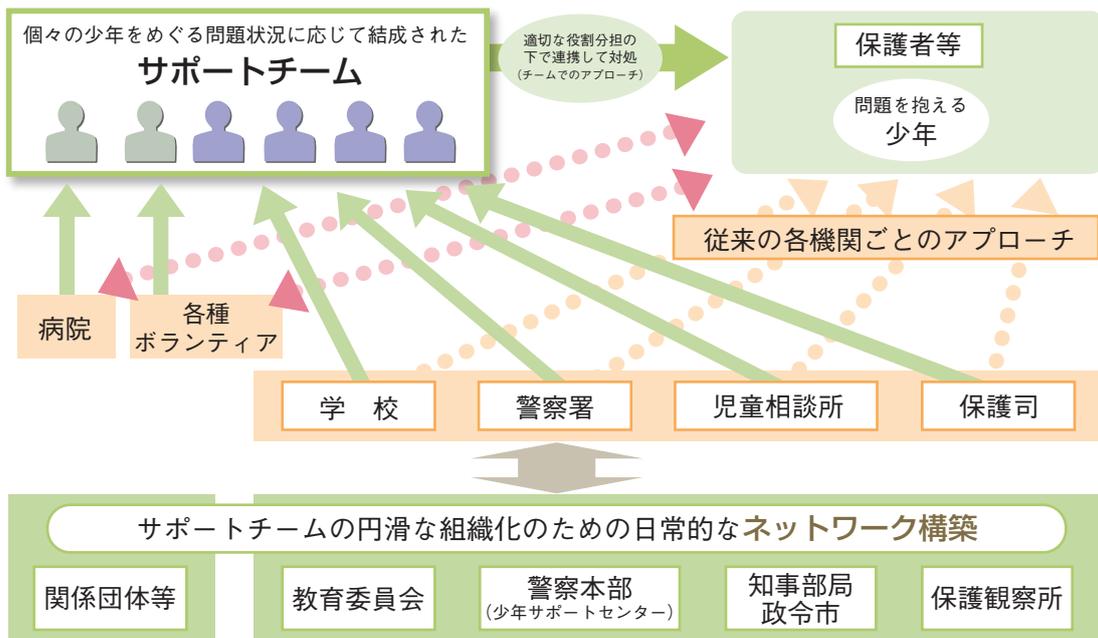
提供：警察庁

③ 少年サポートチーム

警察においては、非行や犯罪被害など個々の少年の抱える問題行動に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者からなる少年サポートチームを編成し、

それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている（P60【施策番号82】参照）。

少年サポートチーム



提供：警察庁